

## 教育大綱について

### 1. 定義

- ・大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、詳細な施策を定めるものではない。
- ・大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参考して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。
- ・大綱の対象期間については、市長の任期、(国)教育振興基本計画期間を勘案し、4年から5年程度を想定している。

※平成26年7月17日 文部科学省初等中等教育局長 通知より抜粋

### 2. 法的位置づけ

根拠法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参考 <sup>*</sup> し、その地域の実情に応じ策定 ※第3期教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※策定必須

※市が十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものとなります。

### 《地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋》

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

※平成27年4月1日 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律施行

川越市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、川越市総合教育会議を平成27年度に設置。同会議での協議を経て、平成28年3月に「川越市教育大綱」を策定。期間は令和3年3月まで。

## (国) 教育振興基本計画【抜粋】

今後の教育政策に関する基本的な方針

### 1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力を育成する

- (確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成等)
- (問題発見・解決能力の習得)
- (社会的・職業自立に向けた能力態度の育成)
- (家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進)

### 2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

- (グローバルに活躍する人材の育成)
- (大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成)
- (スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成)

### 3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

- (人生100年時代を見据えた生涯学習の推進)
- (人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進)
- (職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進)
- (障害者の生涯学習の推進)

### 4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

- (家庭の経済状況や地理的条件への対応)
- (多様なニーズに対応した教育機会の提供)

### 5. 教育政策推進のための基盤を整備する

- (教育政策推進の基盤)
- (新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等)
- (子供の健康や安全を守るために関係者の連携の推進)
- (ICTの利活用のための基盤の整備)
- (安全・安心で質の高い教育研究環境の整備)
- (私立学校の振興)
- (教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革)
- (日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化)

### 《教育基本法 抜粋》

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。